令和７年

夏の交通安全県民運動実施要綱

《実施期間》　　令和７年７月11日（金）から７月20日（日）までの10日間

《目的》 県民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に

努めることにより、交通事故防止を図る

《スローガン》　　安全を　つなげて広げて　事故ゼロへ

《運動の重点》　　１　こどもと高齢者の交通事故防止

２　自転車と二輪車の安全利用の推進

　　　　　　　　　　　　３　飲酒運転等危険運転の根絶

　　　　　　　　　　　　４　各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

《統一主要行事》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行事名 | 実施日 | 内　　　　　容 |
| 運動初日広報  街頭指導の日 | ７月11日（金） | 本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。 |
| 自転車安全利用  強化の日 | ７月15日（火） | ｢自転車安全利用五則｣等を活用した基本的な交通ルールの遵守と自転車乗車用ヘルメット着用に関する広報啓発を推進する。 |
| 飲酒運転等  危険運転根絶の日 | ７月18日（金） | ｢飲酒運転をしない・させない｣環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる｢あおり運転｣）を未然に防ぐ｢思いやり・ゆずりあい｣の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。 |

**静岡県交通安全対策協議会**

|  |
| --- |
| **運動の重点に関する主な推進事項** |
|  |
| こどもと高齢者の交通事故防止 |
| １　こどもの交通事故防止  (1)　こどもが日常的に移動する経路や通学路等における見守り活動等の推進  (2)　発達段階や、地域の実情に応じて必要な知識と技能を習得させる交通安全教育の推進  (3)　自動車運転者の歩行者保護意識の醸成など、交通安全規範向上の広報啓発活動の推進  ２　高齢者の交通事故防止  (1)　高齢運転者対策  ア　高齢者自身が、加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、歩行者・自転車利用者として、また運転者として安全な行動の実践を促す参加・体験・実践型の交通安全教育の推進  イ　衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、セーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発とサポカー限定免許制度についての広報啓発の推進  ウ　身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の周知  エ　運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報の推進  (2)　横断歩行者の安全確保  ア　「しずおか・安全横断３つの柱」（①手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、②安全を確認してから横断を始め、③横断中も周りに気を付けること）等の実践による横断歩道の適正利用と信号無視等や横断禁止場所横断などの危険性の周知  イ　運転者に対する横断歩道の歩行者等優先義務及び歩行者保護意識を醸成する広報啓発活動の推進  ウ　特に道路上を運転者から見て右から左へ横断する歩行者等に注意を促す交通安全教育の推進 |
|  |
| 自転車と二輪車の安全利用の推進 |
| １　自転車の安全利用の推進  (1)　「自転車安全利用五則」等を活用した交通ルール遵守・マナー向上の指導と情報発信の強化  (2)　自転車による交通事故を防止するため、「しずおか・自転車事故防止３つの柱＋１（プラスワン）」の周知・  実践  ア　交差点では、周りに気を付けよう！  イ　一時停止場所では、しっかり停まろう！  ウ　急がず、ゆっくり走ろう！  エ　高齢者の方へのプラスワン：アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解しよう！  (3)　安全性の高い自転車の利用促進  (4)　全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の有用性等（頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽  減効果）についての広報啓発の推進  (5)　交通安全教育等あらゆる機会を通じたヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進  (6)　自転車の安全性を確保するための定期的な点検整備の促進  (7)　「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進  (8)　自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進  (9)　自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則強化の周知徹底  (10)　自転車運転中の「酒気帯び運転等」に対する罰則新設の周知徹底  (11)　令和８年５月23日までに施行される、自転車等の軽車両に対する交通反則通告制度の周知  ２　二輪車の安全利用の推進  (1)　体で安定を保ちながら走行し、停止すれば安定性を失うなど、二輪車の特性を踏まえた安全指導の推進  (2)　体の露出を控えた服装の徹底やエアバッグジャケットの着用など被害軽減対策の重要性に関する広報啓発活  動の推進  (3)　ヘルメットの着用等基本的な交通ルールを遵守することの重要性についての広報啓発活動の推進  (4)　行楽期における二輪車事故防止に向けた広報啓発活動の推進  ３　特定小型原動機付自転車の安全利用の推進  (1)　特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等で、一定の要件を満たした車両）の交通ルールの  周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す広報啓発の推進  (2)　販売事業者等と連携した購入者等に対する街頭指導及び交通安全教育  (3)　販売事業者等に対する交通ルールの周知及び指導助言 |
| 飲酒運転等危険運転の根絶 |
| １　飲酒運転根絶対策  (1)　交通事故被害者等の声を反映した広報活動等による、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの推進  (2)　飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底  (3)　飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進  (4)　自動車運送事業者等の点呼時等におけるアルコール検知器使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施  (5)　自転車運転中の「酒気帯び運転等」に対する罰則新設の周知徹底  ２　妨害運転防止対策  (1)　妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と罰則強化の周知徹底  (2)　「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性とドライブレコーダーの普及促進等に関する広報  啓発の推進  ３　ながら運転防止対策  スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底 |
|  |
| 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項 |
| 各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進 |